

令和6年度 杵築市スポーツ少年団総会



日時：令和6年7月29日（月）19時00分

場所：杵築市文化体育館（ミーティング室）

令和6年度 杵築市スポーツ少年団総会

1. 議事

- ① 令和5年度事業報告について
- ② 令和5年度決算報告及び監査報告について
- ③ 令和6年度事業計画(案) について
- ④ 令和6年度予算 (案) について

2. その他

第1号議案

令和5年度 杵築市スポーツ少年団事業報告

期 日	事 業 名	場 所	備 考
9月	令和5年度杵築市スポーツ少年団総会	書面開催	書面開催
11月19日(日)	令和5年度別府市地域内指導者・スタッフ研修会	別府市中央公民館 講座室	大分県スポーツ少年団登録規定に基づく更新研修会※登録指導者は2年に1回の受講が必要
12月10日(日)	第48回杵築市スポーツ少年団・クラブ対抗 駅伝競走大会	杵築市文化体育館 周辺の周回コース	第47回単位団(男子の部) 1位:OKY山香SCバレンティア 第47回単位団(女子の部) 1位:きつきジュニアAC-S-
12月16日(日)	令和5年度スタートコーチ(スポーツ少年 団)養成講習会	国東市 安岐中央公民館	スポーツ少年団の理念を学んだ 者(18歳以上、各団2名以上の指 導者の登録義務必須)
1月7日(日)	第43回杵築市健康マラソン大会	るるパーク (大分農業文化公園)	参加者(小学生262名、一般114 名)

令和5年度 大分県スポーツ少年団各種大会等

期 日	事 業 名	場 所	備 考
5月10日	令和5年度大分県スポーツ少年団委員総会	レゾナック武道 スポーツセンター	
4月16日・22日	空手道交流大会	杵築市文化体育館 レゾナック武道スポーツセンター	
8月26日～27日	剣道交流大会	大 分 県	
7月15日～17日 22日・23日	ミニバスケットボール交流大会(九州ブ ロック選考会)	大 分 県 内	
7月16日	バレーボール交流大会	大 分 県 内	
7月15日～17日	大分県サッカー交流大会(知事杯)	大 分 市	
7月15日～17日	軟式野球交流大会大分県大会	大 分 県 内	
7月15日	剣道交流大会(九州ブロック選考会)	大 分 市	
8月5日・7日・11日	大分県学童軟式野球選手権大会	大 分 県 内	
11月25日～26日	バレーボール交流大会(全国大会選考会)	大 分 県 内	
11月23日・25日・26日	ミニバスケットボール交流大会(全国大会 選考会)	大 分 県 内	
11月5日・12日 18日・19日	全日本サッカー大分県大会	大 分 県 内	
12月16日	剣道交流大会(全国大会選考会)	大 分 市	
2月11日	第32回大分県スポーツ少年団駅伝交流大会	大 分 市	

第2号議案

令和5年度 杵築市スポーツ少年団 収支決算報告

収入

科 目	R5年度予算	R5年度決算	増 減	備 考
繰越金	291,642	291,642	0	前年度繰越金
市スポ少交付金	480,000	480,000	0	市交付金
県スポ少補助金	37,000	37,000	0	地域内交流促進事業補助金
講習会参加料	0	0		
登録料	220,000	236,000	16,000	日本・大分県スポーツ少年団登録料(191,500円) 杵築市スポーツ少年団登録料(44,500円)
雑収入	358	3	△ 355	預金利息等
合 計	1,029,000	1,044,645	15,645	

支出

科 目	R5年度予算	R5年度決算	増 減	備 考
交付金	210,000	210,000	0	各団に交付(21団) 21団×10,000円
報償費	400,000	350,057	△ 49,943	各種会議・大会時使用 認定員養成講習会
旅 費	2,000	0	△ 2,000	
通信運搬費	50,000	94,000	44,000	各種大会・講習会案内の切手代
消耗品費	100,000	75,331	△ 24,669	各種大会時使用
食料費	30,000	9,440	△ 20,560	各種大会・講習会時弁当代
手数料	3,000	550	△ 2,450	振込手数料
登録料	150,000	193,300	43,300	県スポ少登録料、役職員登録料
備品購入費	20,000	0	△ 20,000	
使用料	10,000	0	△ 10,000	
予備費	54,000	0	△ 54,000	
合 計	1,029,000	932,678	△ 96,322	

(収入) 1,044,645円 - (支出) 932,678円 = 111,967円

残金 111,967円 を令和6年度に繰り越します。

監 査 報 告

令和6年7月4日、杵築市文化体育館において、
令和5年度の杵築市スポーツ少年団の収支決算書類関係（出
納簿・領収書・預金通帳）を詳細に監査を行った結果、その処
理が適正であることを認めます。

令和6年7月4日

監 事 東FC

永尾 透



杵築東少年剣道

倉 永 信 裕



第3号議案

令和6年度 杵築市スポーツ少年団事業計画（案）

期 日	事 業 名	場 所	備 考
7月29日（月）	令和6年度杵築市スポーツ少年団総会	杵築市文化体育館 （ミーティング室）	
未定	令和6年度地域内指導者・スタッフ研修会	国東市 （別府管内）	大分県スポーツ少年団登録規定に基づ く更新研修会 ※登録指導者は2年に1回の受講が必須
11月17日（日）	令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会	別府市中央公民館 （講座室）	スポーツ少年団の理念を学んだ者 （18歳以上、各団2名以上の指導者の 登録義務必須）
12月1日（日）	第49回杵築市スポーツ少年団・クラブ対抗 駅伝競走大会	杵築市文化体育館 周辺の周回コース	
1月19日（日）	第44回杵築市健康マラソン大会	るるパーク	
3月下旬予定	令和6年度杵築市地域内指導者・スタッフ研修会	杵築市文化体育館 （ミーティング室）	杵築市スポーツ少年団独自研修 ※大分県スポーツ少年団登録規定に 基づく更新研修会に準ずる。

令和6年度 大分県スポーツ少年団各種大会等

期 日	事 業 名	場 所	備 考
5月10日	令和6年度大分県スポーツ少年団委員総会	大 分 市	
4月中旬～下旬	空手道交流大会	大 分 市	
7月上旬	剣道交流大会（九州ブロック選考会）	大 分 市	
7月中旬	バレーボール交流大会	大 分 県 内	
7月中旬	大分県サッカー交流大会（知事杯）	大 分 市	
7月中旬	軟式野球交流大会大分県大会	大 分 県 内	
8月上旬	大分県学童軟式野球選手権大会	大 分 県 内	
11月下旬	バレーボール交流大会（全国大会選考会）	大 分 県 内	
11月	全日本サッカー大分県大会	大 分 県 内	
12月中旬	剣道交流大会（全国大会選考会）	大 分 市	
2月11日	第33回大分県スポーツ少年団駅伝交流大会	大 分 市	

第4号議案

令和6年度 杵築市スポーツ少年団 収支予算 (案)

収入

科 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増 減	備 考
繰越金	291,642	111,967	△ 179,675	前年度繰越金
市スポ少交付金	480,000	480,000	0	市交付金
県スポ少補助金	37,000	37,000	0	地域内交流促進事業補助金 (37,000円)
講習会参加料	0	0	0	
登録料	220,000	200,000	△ 20,000	県スポ少登録料・市スポ少登録料・役職員登録料
雑収入	358	33	△ 325	預金利息等
合 計	1,029,000	829,000	△ 200,000	

支出

科 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増 減	備 考
交付金	210,000	170,000	△ 40,000	各団に交付金(10,000円×17団)
報償費	400,000	350,000	△ 50,000	講習会謝礼・大会時使用・各種大会賞品
旅 費	2,000	2,000	0	
通信運搬費	50,000	30,000	△ 20,000	切手代
消耗品費	100,000	80,000	△ 20,000	大会消耗品
食料費	30,000	20,000	△ 10,000	各種大会・講習会
手数料	3,000	3,000	0	振込手数料
登録料	150,000	174,000	24,000	県スポ少登録料、役職員登録料
備品購入費	20,000	0	△ 20,000	
使用料	10,000	0	△ 10,000	
予備費	54,000	0	△ 54,000	
合 計	1,029,000	829,000	△ 200,000	

令和6年度 杵築市スポーツ少年団役員名簿

役 職	氏 名	電 話 番 号	所 属	備 考
本部長	清末 陽一	0977-75-1111	杵築市教育委員会	教 育 長
副本部長	後藤 方彦	0978-63-5558	杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興課長
々	矢野 明玄		杵築少年剣道部	指導者協議会会長兼務
理事長	高橋 美代士		秀武館空手道	指導者協議会副会長兼務
理事	手嶋 智淳		大内スパークス	
々	野上 兼一		杵築育泳会	
監 事	鶴田 和也		東FC	
々	倉永 信裕		杵築東少年剣道	
事務局	岩尾 雅弘	0978-63-5558	杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興課主査

令和6年度 杵築市スポーツ少年団（単位団）一覧

種目	No	団・クラブ名	代表者	指導者	団員	男	女	小学校区
サッカー (3団体)	1	きつきFC	石山 慎史	2	5	4	1	杵築
	2	八坂少年サッカー	中野 観司郎	2	12	12	0	八坂
	3	東FC	鶴田 和也	2	41	37	4	東
野 球 (4団体)	4	杵築臥牛クラブ	樋口 巖	3	32	28	4	杵築
	5	大内スパークス	熊本 裕太	3	21	18	3	大内
	6	豊洋・東野球部	衛藤 直宏	4	13	13	0	豊洋・東
	7	山香少年野球クラブ	松田 晋太郎	3	21	19	2	山香
バレーボール (2団体)	8	大内少女	矢野 翼	2	10	0	10	大内
	9	杵築ネクサスVC	鈴木 智美	1	10	1	9	杵築
剣 道 (3団体)	10	杵築少年剣道部	矢野 明玄	3	19	15	4	杵築
	11	杵築東剣道スポーツ少年クラブ	石丸 裕二郎	3	2	1	1	東
	12	八坂少年剣道	小形 光	4	5	4	1	八坂
空 手 (2団体)	13	杵築市空手道	本多 健次	2	24	18	6	全校区
	14	秀武館空手道	高橋 美代士	5	7	5	2	全校区
水 泳	15	杵築育泳会	栗山 共造	3	9	7	2	全校区
陸 上	16	きつきジュニアAC	岩尾 雅弘	13	78	41	37	全校区
ミニバスケットボール	17	杵築フレアーズ	三浦 高明	3	21	13	8	全校区
合 計				56	325	232	93	

杵築市スポーツ少年団役員 輪番表

年 度	副本部長	理 事 長	理 事	監 事
29・30年度	全校区	杵築	大内・北杵築	山香
			豊洋・護江	東・八坂
R1・2年度	豊洋・護江	大内・北杵築	山香	全校区
			東・八坂	杵築
3・4年度	山香・大田・全校区	東・八坂	全校区	大内・北杵築
			杵築	豊洋・護江
5・6年度	杵築	全校区	大内・北杵築	山香・大田・全校区
			豊洋・護江	東・八坂
7・8年度	大内・北杵築	豊洋・護江	山香・大田・全校区	全校区
			東・八坂	杵築

- ※平成25年度から各小学校区より役員を1名ずつ選出。
- ※平成26年度から山香町スポーツ少年団（複合団）は山香に編入。
- ※①全校区→②杵築→③大内・北杵築→④豊洋・護江→⑤山香→⑥八坂・東の順に役員を持ちまわる。
- ※平成29年度から豊洋・護江、大内・北杵築、東・八坂を統合。
- ※令和元年度からきつきジュニアACを山香に編入。
- ※令和3年度から杵築東FCと大田少年野球を山香・全校区に編入。
- ※令和3年度から杵築育泳会を豊洋・護江に編入。
- ※令和3年度からBesteRGを全校区に編入。

杵築市スポーツ少年団規約

第1章 総 則

第1条（名 称）

本団は、名称を杵築市スポーツ少年団とする。

第2条（事務局）

杵築市スポーツ少年団の事務局は、本部長の定めるところに置く。

第3条（目 的）

杵築市スポーツ少年団は、市内の単位スポーツ少年団及び複合スポーツ少年団の普及と育成及びその活動の活発化を図り、各々スポーツ少年団の連携を強めながら、世代を越えたスポーツ活動や社会活動を通して、青少年の心身の健全育成に資することを目的とする。

第4条（事 業）

杵築市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ交流事業
- (2) 各種レクレーション交流事業
- (3) 他団体との交流事業
- (4) 奉仕事業
- (5) 指導者・リーダーの育成事業
- (6) その他本団の目的達成に必要な事業

第2章 団員・指導者

第5条（構 成）

杵築市スポーツ少年団は、市内の登録したスポーツ少年団をもって構成する。

第6条（団への加入登録）

杵築市スポーツ少年団への加入は、本団所定用紙にて登録をもっておこなう。

第7条（有効期間）

加入登録有効期間は、加入の申込を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。

第3章 役 員

第8条（役 員）

杵築市スポーツ少年団に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 本部長 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 2名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 理事 | 2名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 事務局 | 1名 |

第9条（役員の仕事）

役員は次の仕事をおこなう。

- (1) 本部長は、杵築市スポーツ少年団を代表し、団務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代
- (3) 理事長は、杵築市スポーツ少年団の目的達成にかかわる事業・運営の統括をする。
- (4) 理事は、杵築市スポーツ少年団の目的達成にかかわる事業の企画運営にあたり、それらの事業を円滑に進めるため、育成母集団の部長あるいは、副部長としてその運営に
- (5) 監事は、杵築市スポーツ少年団の会計を監査する。
- (6) 事務局は、杵築市スポーツ少年団の事務及び会計の処理をする。

第10条（役員を選出）

本部長は、教育長とする。

2. 副本部長は2名置く。1名は理事の中から互選し、1名は文化・スポーツ振興課長とする。
3. 理事長は、理事の中から1名互選する。
4. 理事は、各団代表者の互選とする。
5. 監事は、各団代表者の互選とする。
6. 事務局は、文化・スポーツ振興課担当職員とする。

第11条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし再選は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は、それを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第12条（会 議）

杵築市スポーツ少年団を運営するため、総会及び理事会を開催する。

2. 総会は、各団より代表1名の出席とし、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会できない。ただし必要あるときは臨時に開催することができる。
3. 理事会は、必要に応じ開催する。
4. 理事会は、本部長、副本部長、理事長、理事、事務局をもって構成する。
5. これらの会議は、本部長が招集し、議長は本部長がおこなう。
6. 団代表及び、指導者代表が総会に出席できないときは、議決権を議長に委任することができる。この場合委任した団代表及び、指導者代表は出席したものとみなす。
7. これらの会議は、指導者協議会会議と一とする。

第13条（決 議）

議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長が決する。

第5章 指導者協議会

第14条 杵築市スポーツ少年団に指導者協議会を置く。

指導者協議会については別に定める。

第6章 会 計

第15条（会 計）

この会計は次の収入をもってあてる。

- (1) 登録料 (2) 補助金 (3) 寄附金 (4) その他の収入
 - (5) 本会の会計は、指導者協議会会計と一とする。
2. この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わりとする。

第16条（規約の改正及び解散）

本規約の改正及び、本団の解散は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

本規約は、平成25年8月29日より施行する。

平成29年7月22日より第8条を次のように改正する。

第8条中の理事6名を2名と改める。

杵築市スポーツ少年団指導者協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、杵築市スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」）という。

第2条 この協議会は、事務局を杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課内におく。

(目 的)

第3条 この協議会は、市内におけるスポーツ少年団指導者が相互に連絡調整して、組織強化と指導育成活動を促進することを目的とする。

(組 織)

第4条 この協議会は、杵築市スポーツ少年団指導者をもって組織する。

(事 業)

第5条 この協議会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 指導者相互の連絡協調に関すること。
- (2) 指導者の資質向上に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員をおく。

会 長	1	名
副 会 長	1	名
理 事	2	名
監 事	2	名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は理事の互選とし、杵築市スポーツ少年団の副本部長となる。
- (2) 副会長は理事の互選とし、杵築市スポーツ少年団の理事長となる。
- (3) 理事・監事は指導者の互選とし、杵築市スポーツ少年団の理事・監事となる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この協議会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し必要事項を審議し会務を執行する。
- (4) 監事は、この協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

※ 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 会議は会長が招集し、その議長となり出席者の過半数をもって決する。

※ 協議会は、次の事項を決する。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 事業に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 規約に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。
- (6) これらの会議は、杵築市スポーツ少年団の会議とする。

(会 計)

第11条 この協議会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 交付金

- (2) 寄付金
- (3) 会費 (必要に応じて徴収する。)
- (4) その他の収入
- (5) 本会の会計は、杵築市スポーツ少年団会計とする。

※ この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

本規約は、平成25年8月29日より施行する。

平成29年7月22日より第8条を次のように改正する。

第6条中の理事6名を2名と改める。

杵築市スポーツ少年団育成母集団規約

(総 則)

第1条 本育成母集団は、杵築市スポーツ少年団育成母集団（以下「母集団」という）と称事務所を本部長の定めるところに置く。

(目 的)

第2条 「母集団」は杵築市スポーツ少年団の健全な育成のため、次の活動を行う。
杵築市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 杵築市スポーツ少年団活動の目標達成のための育成支援
- (2) 杵築市スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への支援
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 広報活動
- (5) 会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (6) その他スポーツ少年団育成に必要な事項

(組 織)

第3条 「母集団」は杵築市スポーツ少年団の保護者及び本スポーツ少年団の目的に賛同する団体をもって組織する。

第4条 「母集団」に次の役員を置く。

会 長	1	名
副会長	1	名
理 事	5	名
監 事	2	名

(役員の仕事)

第5条 前条の役員は、「母集団」の互選により選出する。

2. 会長は「母集団」を代表し会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長、副会長を含めた理事会を構成し、会務を処理執行する。
5. 監事は、「母集団」の会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 「母集団」の会議は総会、理事会とし、会長が招集してその運営にあたる。

(会 計)

第8条 「母集団」の会計は、母集団員の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあて

2. 「母集団」の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附 則)

本規約は平成25年8月29日より施行する。